

令和7年4月1日改定

(令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事工事施工審査会分から適用)

「香川県週休2日工事」 Q & A

Q 1 完全週休2日（土日）と4週8休相当との違いを教えてください。

A 1 完全週休2日（土日）は、令和元年度までの香川県の週休2日制と同じ、土曜日・日曜日を休工とする制度です。4週8休相当は、対象期間及び月単位での現場閉所率または（休日率）の割合を4週間で8日以上相当を休工とする制度です。

Q 2 要領第2条の週休2日工事及び週休2日交替制工事の受注者希望型の対象となる工事を教えて下さい。

A 2 週休2日工事について、発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえで週休2日工事として発注します。このため、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることが出来ます。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の緊急対応が必要な工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 通学路時間帯の中断など地域社会からの要望が予測される工事
希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

週休2日交替制工事について、受注者希望型は、通年維持工事や応急復旧工事を対象とします。

Q 3 A 2の①現場施工には、何が含まれますか。現場事務所の設置や起工測量は含まれますか。

A 3 A 2の①現場施工には、建設機械が施工箇所では動いている期間だけでなく、現場事務所の設置や調査・測量等を行っている期間も含まれます。

Q 4 工事着手日とはどのような場合ですか。

A 4 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に

着手する日をいいます。

Q 5 要領第4条第1項第1号アのただし書きの「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A 5 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

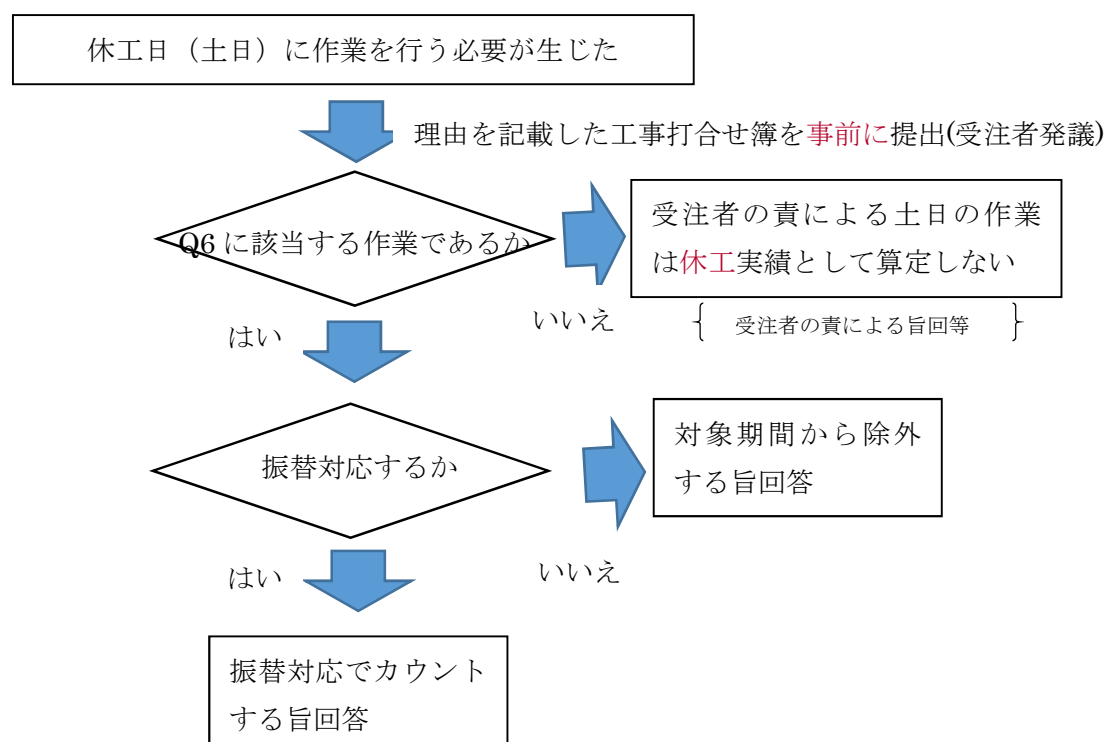
Q 6 要領第4条第1項第1号イの「完全週休2日（土日）において振替を行うことができる」のはどのような場合ですか。

A 6 次のような場合が考えられます。

- ・近接工事の工程調整の結果、休工にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望のため、土曜日また又は日曜日しか作業許可がもらえない場合
- ・降雨、降雪、出水期等により、作業予定日に作業が行えず、工程管理に著しく影響を与える場合
- ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q 7 要領第4条第1項第1号イの「完全週休2日（土日）」の振替の考え方を教えてください。

A 7 休工日を変更する場合は以下のフローとなります。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、休工の実績として算定しません。



Q 8 要領第4条第1項第1号イの「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A 8 事前に監督員との協議により、4週8休相当の場合は、振替日を決めてください。完全週休2日の場合は、振替が必要な日を含む前後7日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工日を決めてください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工日の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議して振替日を決めてください。

Q 9 要領第4条第1項第1号ウで仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A 9 Q 7 の手続きと同様に行ってくださいただしこの場合、休工決定後速やかに情報共有システムに登録して下さい。

Q 1 0 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 1 0 4週8休相当の場合は、休工すれば休工日の実績とすることができます。完全週休2日（土日）の場合は、祝日は**がある場合でも**、平日と同様に取り扱い、原則として1週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 1 1 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 1 1 降雨や降雪等**など**により休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休2日（土日）の場合は、**前後直後**の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q 1 2 要領第7条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 1 2 週休2日工事について、週休2日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、記載例は別紙（工程表）のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

週休2日交替制工事について、技術者・技能労働者の休日の確保状況を証明**する****で****き****る**方法として、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で行ってください。

Q 1 3 要領第 8 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 1 3 工事中標示板の記載例は次のようなものです。週休 2 日工事での完全週休 2 日（土日）また又は 4 週 8 休、交替制工事での 4 週 8 休を区別して記載してください。

「完全週休 2 日（土日）」の場合

「4 週 8 休」の場合



Q 1 4 要領第 1 1 条第 1 項第 1 号の工事日報の記載、第 2 項の技術者・技能労働者の休日実績の報告はどのようにすればよいのですか。

A 1 4 第 1 号の工事日報の記載例は別紙（工事日報）のとおりです。なお、休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙（週休 2 日確認シート）を参考にしてください。

第 2 項の技術者・技能労働者の休日実績の報告は、別紙（週休 2 日交替制報告様式）を参考にしてください。

Q 1 5 要領第 1 4 条の週休 2 日工事及び週休 2 日交替制工事の休工実績とはどういうことですか。

~~また、工事成績評定でどのように評価、反映するのですか。~~

A 1 5 休工実績は、次のとおりです。

（1）週休 2 日工事の場合

- ・完全週休 2 日（土日）：対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としていること。
- ・月単位の週休 2 日 4 週 8 休相当：対象期間において、全ての月で 2 8 日のうち休工日数が 8 日（2 8 . 5 %）（8 日 / 2 8 日）以上を休工日としていること。

なお、発注者の指示により作業を行った休工日については、やむを得ない場合として、振替を行っている場合は、振替前の日を休工としたものとして考えます。

（2）週休 2 日交替制工事の場合

- ・完全週休 2 日交替制：対象期間において、全ての週で 1 週間に 2 日以上を休日としていること。
- ・月単位の週休 2 日交替制：対象期間において、全ての月で 2 8 . 5 %（8 日 / 2 8 日）以上を休日としていること。

なお、発注者の指示により作業を行った休工日については、やむを得ない場合とし

て、振替を行っている場合は振替前の日を休工としたものとして考えます。

また、工事成績評定において、発注者指定型は完全週休2日を達成、受注者希望型は4週8休相当を達成の場合に評価します。

Q 1 6 要領第 1 4 条の経費の補正の内容はどのようなものですか。

A 1 6 週休2日工事について、当初予定価格の積算は、対象期間及び月単位が4週8休相当となる場合の補正を行っているため、対象期間及び月単位が4週8休相当を達成できなければ、休工実績に応じて以下の通り、変更設計を行います。

ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。

週休2日工事

① 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）による工事
発注者指定型

当初予定価格の積算は、**完全週休2日（土日）**を達成した対象期間及び月単位が4週8休相当となる場合の補正を行っているため、**完全週休2日（土日）**対象期間及び月単位が4週8休相当を達成できなければ、休工実績に応じて、**以下の通り**変更設計を行います。

ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象外とします。

経費区分	完全週休2日 (土日)【当初】	未達成の 場合	月単位の週 休2日	未達成の 場合	
労務費	1.02	→	1.02	→	補正なし
共通仮設費率	1.02		1.01		補正なし
現場管理費率	1.03		1.02		補正なし

経費区分	対象期間の 週休2日	+	月単位の 週休2日	=	月単位の 週休2日(合計)
労務費	1.02		1.02		1.04
機械経費(賃料)	1.02		1.00		1.02
共通仮設費率	1.02		1.01		1.03
現場管理費率	1.03		1.02		1.05

② 港湾請負工事積算基準による工事

発注者指定型

当初予定価格の積算は、対象期間で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行っ

ているため、対象期間で月単位の4週8休相当を達成できなければ、休工実績に応じて、変更設計を行います。

経費区分	月単位の週休2日【当初】	未達成の場合 →	
労務費	1.02		補正なし
共通仮設費率	1.02		補正なし
現場管理費率	1.03		補正なし

経費区分	対象期間の週休2日
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

週休2日交替制工事

① 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）による工事

当初予定価格の積算は、経費の補正はおこなっていません。~~受注者希望型は、対象期間に現場に従事した及び月単位の労働者等の平均休日数を平均化した休日率に応じて以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。工種によって補正率等が異なりますので、必要に応じて、工事着手前の週休2日にかかる協議の際に、受発注者間で確認してください。~~

ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。

~~受注者希望型~~

~~対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の対象期間及び月単位の平均休日数の割合（休日率）を確認し、対象期間及び月単位で4週8休相当を達成すれば、その達成状況に応じて、増加する経費の補正を行う。~~

経費区分	補正なし【当初】	達成の場合 →	完全週休2日交替制	または	月単位の週休2日交替制
労務費	-		1.02		1.02
現場管理費率	-		1.03		1.02

経費区分	対象期間の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
労務費	1.02		1.02		1.04
現場管理費率	1.01		1.02		1.03

② 港湾請負工事積算基準による工事は補正対象外とする。

Q 1 7 要領第 1 5 条の発注者指定型の工事で明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評価の工程管理の項目に反映させるとはどういうことですか。

A 1 7 受注者が、~~工事着手日までに~~、週休 2 日を考慮した工程を記載した施工計画書を、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合は、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評価の工程管理における項目には「工程管理がやや不備である」にチェックが入ります。

Q 1 8 ①当初完全週休 2 日（土日）に取り組んでいたがで打ち合わせ簿を提出していたが、工事途中で困難になり、4 週 8 休相当へ切り替えたい場合や、②週休 2 日が工事途中で明らかに達成できないとなった場合の手続きはどうなりますか。はどうするのですか。

A 1 8 ①工事打合せ簿で完全週休 2 日（土日）から 4 週 8 休相当へ切り替える旨の協議を行ってください。以降の休工の確認は、次の資料を参考にしてください。

（別紙 週休 2 日確認シート 休日制度切替版）

②完全週休 2 日（土日）または 4 週 8 休相当が達成できない旨を記載し、変更工程表を含む施工計画書を提出し、監督員の承認を受けてください。ただし、変更時に減額補正を行います。受注者希望型の場合は工事打合せ簿で週休 2 日交替制工事を止める旨の協議を行ってください。上記の協議が整った場合は、これ以降の休工の振替などの手続きは不要です。

Q 1 9 要領第 1 6 条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 1 9 アンケートを実施する際に別途通知いたします。

Q 2 0 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 2 0 別紙 手続きフローを参考にしてください。

Q 2 1 要領第 5 条第 2 項第 2 号の対象期間及び月単位に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保されたとしている場合とは、どういうことなのかですか。

A 2 1 週休 2 日交替制工事とは、現場閉所による週休 2 日ではなく、技術者等の休日数で週休 2 日に取り組む内容となります。現場閉所しているかではなく、することなく工事を行っていたとしても、技術者等の平均休日数（対象者の休日数の割合を平均化）が 4 週 8 休相当を達成しているかことを確認します。できれば、補正対象となります。

Q 2 2 要領第 5 条第 2 項において、休日確保の確認対象者とは下請負人も含みますか。

A 2 2 元請負人・下請負人の全ての労働者が対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人につきましては、対象者にはなりません。

Q 2 3 要領第 5 条第 2 項において、1 日でも当該工事に従事するとした場合、休日確保の対象者となるのでしょうか。また、労働者等は当該工事以外でも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいのですか。

A 2 3 交替制工事の場合、1 日でも当該工事に従事するとした場合、休日確保の対象者となります。当該工事の休日に当該工事以外に従事していた場合でも休日としての取り扱いとします。

Q 2 4 通年維持工事や緊急対応工事等の緊急対応維持工事等の緊急対応が想定される工事では長期間での工期設定としており、工期の内作業日数が数日となる労働者等についても、休日率算出の対象期間は、工事着手日から竣工日までとするのですか。

A 2 4 そのとおりです。

Q 2 5 要領第 3 条では、年末年始休暇 6 日及び夏季休暇 3 日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇 3 日間の内に土日の休予定日が重なる場合

例) 工事着手日：7 月 1 日

竣工日：8 月 31 日（工事着手日～竣工日：62 日間）

夏季休暇：8 月 13 日～8 月 15 日（3 日間）

項目	7月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
工事着手日																																
現場閉所日																																

項目	8月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
現場閉所日																																

⇒別途2日(土日の重なる部分)、休工目を設ける必要があるのか。

$$(19-3) / (62-3) = 27.1\%$$
$$(19-1) / (62-1) = 29.5\%$$
$$=3 \text{ 日(夏季休暇)}-2 \text{ 日(夏季休暇中の休工日)}=1 \text{ 日 (8 月 15 日)}$$

なお、完全週休 2 日（土日）を選択した場合は、従来通り年末年始休暇、夏季休暇とは別に土日を休工としてください。

A 2 6 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として現場に置かなければならない者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人を言います。

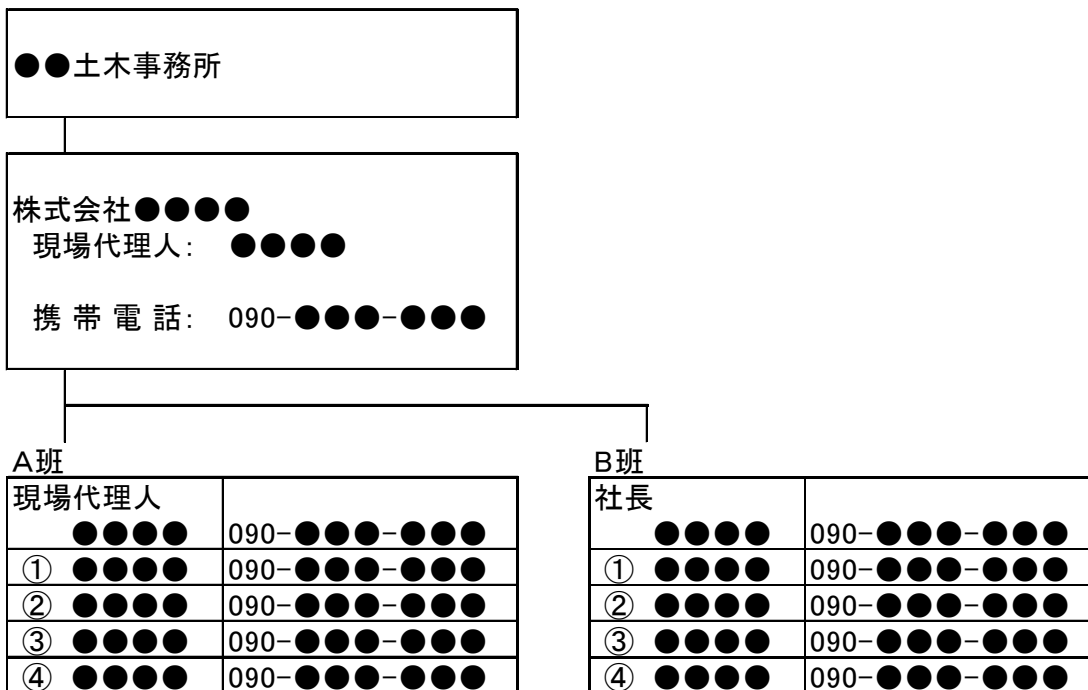
また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員を言います。

Q 2 7 実施要領第 7 条第 2 項の交替制工事の場合、[実施要領第 7 条にて](#)「技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載」とありますが、具体的な記載例にはどのようなものがありますか。

A 2 7 例えば、現場作業に当たる対応班を 2 班体制（A 班、B 班）とし、A 班が休日の作業対応で平日に振替を取得する場合においても、B 班が作業対応する体制が整備され、当該工事における 4 週 8 休を確保できることが、工事打合せ簿の資料として、文章や表、名簿等で確認できれば承認できます。

なお、2 班体制にした場合においても、現場代理人から各班の作業員へ通知できる体制が整備されておれば、現場代理人と主任技術者を各班に 1 名ずつ配置する必要はなく、他工事と同様に兼ねることができます。

【連絡系統図】（記載例）



【休日確保体制】（記載例）

1週目

	○月○日(月)	○月○日(火)	○月○日(水)	○月○日(木)	○月○日(金)	○月○日(土)	○月○日(日)
A班	待機	待機	待機	待機	休工	休工	待機
B班	休工	待機	待機	待機	待機	待機	休工

2週目

	○月○日(月)	○月○日(火)	○月○日(水)	○月○日(木)	○月○日(金)	○月○日(土)	○月○日(日)
A班	待機	待機	待機	待機	休工	休工	待機
B班	休工	待機	待機	待機	待機	待機	休工

Q 2 8 半日を休工する場合は、0.5 日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 2 8 現行制度では原則 1 日単位で休工や休日実施の可否を確認するものであるため、0.5 日の閉所としてカウントできません。

Q 2 9 交通誘導員は週休 2 日補正の対象となりますか。

A 2 9 対象となります。積算システム上も経費区分で週休 2 日補正にチェックを入れることで補正されるように設定されています。

Q 3 0 月単位の考え方を教えてください。

例えば 3 月 18 日から工事着手した場合、3 月 31 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？それとも 4 月 18 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？

A 3 0 上記の場合、3 月 18 日から工事着手した場合、3 月 31 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認します。その際達成の確認方法は 28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 3 1 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず 28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば 31 日の内 8 日休み→25.8%）

それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？

また、振替日の休工日扱いはどうなるのか。

A 3 1 月単位での達成の確認方法はその月で 28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。

対象期間を通して続く場合でも月ごとに土日の合計数以上休工していれば達成したとみなします。

また、降雨等による受注者の責によらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責による現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した対象期間及び月単位での週休 2 日の達成を確認します。

Q 3 2 完全週休 2 日交替制の考え方を教えてください。

例えば工事着手日が水曜日だった場合、次の月曜日からさらに次の日曜日までの 1 週間で週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？それとも水曜日～翌週火曜日までの 1 週間で週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？

A 3 2 上記の場合、工事着手日から次の日曜日までを 1 週間として週休 2 日の達成を確認します。その期間の土日の合計数以上休日としている場合において達成したとみなし

ます。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 3 3 3-2 市場単価及び標準単価の補正係数はどのようになりますか。

A 3 3 3-2 詳細は以下のとおりになります。

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		週休2日工事		週休2日交替制工事	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

名称	区分	補正係数			
		週休2日工事		週休2日交替制工事	
		対象期間の週休2日	月単位の週休2日	対象期間の週休2日	月単位の週休2日
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		週休2日工事		週休2日交替制工事	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
透気離脱シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
新築防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式掘土工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボールド設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

名称	区分	補正係数			
		週休2日工事		週休2日交替制工事	
		対象期間の 週休2日	月単位の 週休2日	対象期間の 週休2日	月単位の 週休2日
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥離防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式掘削工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
貯圧ポリエチレンリブ管(ハフエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

港湾工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位の 週休2日
底面工		1.01
マット工		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工		1.02
港湾構造物塗装工		1.01
ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
汚濁防止膜保守管理	海上目点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作	型枠工	1.02
	コンクリート打設工	1.02
	給熱養生	1.01

名称	区分	補正係数
		対象期間の 週休2日
底面工		1.03
マット工		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設	ポンプ車打設	1.04
	ポンプ車打設以外	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04
	水中施工	1.03
吸出し防止工		1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目点検作業船なし	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
	コンクリート打設工	1.04
	給熱養生	1.03

【工程表の例】

【完全週休2日(土日)の例】

別紙 工程表

[illegible]

[illegible]

工 事 日 報

工事名		〇〇改修工事		自 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		至 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		工期		請負者名 〇〇〇		現場代理人 氏名 〇〇〇〇					
作業内容		月	日	〇月〇日(日)		〇月〇日(月)		〇月〇日(火)		〇月〇日(水)		〇月〇日(木)		〇月〇日(金)		〇月〇日(土)	
		天候		気温		天候		気温		天候		気温		天候		気温	
		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
作業内容	擁壁工									コンクリート打設		養生		養生(振替なし)			
	構造物撤去工	舗装工取壊(警察協議による 〇日振替)															
監督員記事				〇日の振替休工日													

工事名：〇〇工事

工期： ○○年10月9日～○○年3月28日

番号	項目	2月																												3月																															備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	工事着手前に提出した休工日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

受注者都合による振替は振替え後の日を休工日にカウントする。発注者指示及び雨天等による振替は振替え前の日を休工日にカウントする。

別紙 週休2日確認シート

工期： ○○年10月9日～○○年3月28日

[illegible]

※1 工事着手日や竣工日が月の途中になる場合は、その月の対象期間の土日数を休工日としていれば4週8休扱いとする。

※2 月での土日数を休みにしている場合でも4週8休(28.5%)が達成できない場合は(例:対象期間31日の内8日を休工→25.8%)その月での土日数を休工日としていれば4週8休扱いとする。

受注者都合による振替は振替え後の日を休工日にカウントする。発注者指示及び雨天等による振替は振替え前の日を休工日にカウントする。

別紙 週休2日確認シート 休日制度切替版

工期： ○○年10月9日～○○年3月28日

当初完全週休２日で取り組んでいたが、１月１９日に現場作業が発生し、振替が不可能となった場合。
４週８休に変更する旨の工事打合せ簿を提出。対象期間を通して、再度休工日をカウントし実績を確認する。（当初実績⇒変更実績）

18	金
----	---

対象外	月単位の週休2日達成
-----	------------

※1 工事着手日や竣工日が月の途中になる場合は、その月の対象期間の土日数を休日数としていれば4週8休扱いとする。

※2 月での土日数を休みにしている場合でも4週8休(28.5%)が達成できない場合は(例:対象期間31日の内8日を休日→25.8%)その月での土日数を休日数としていれば4週8休扱いとする。

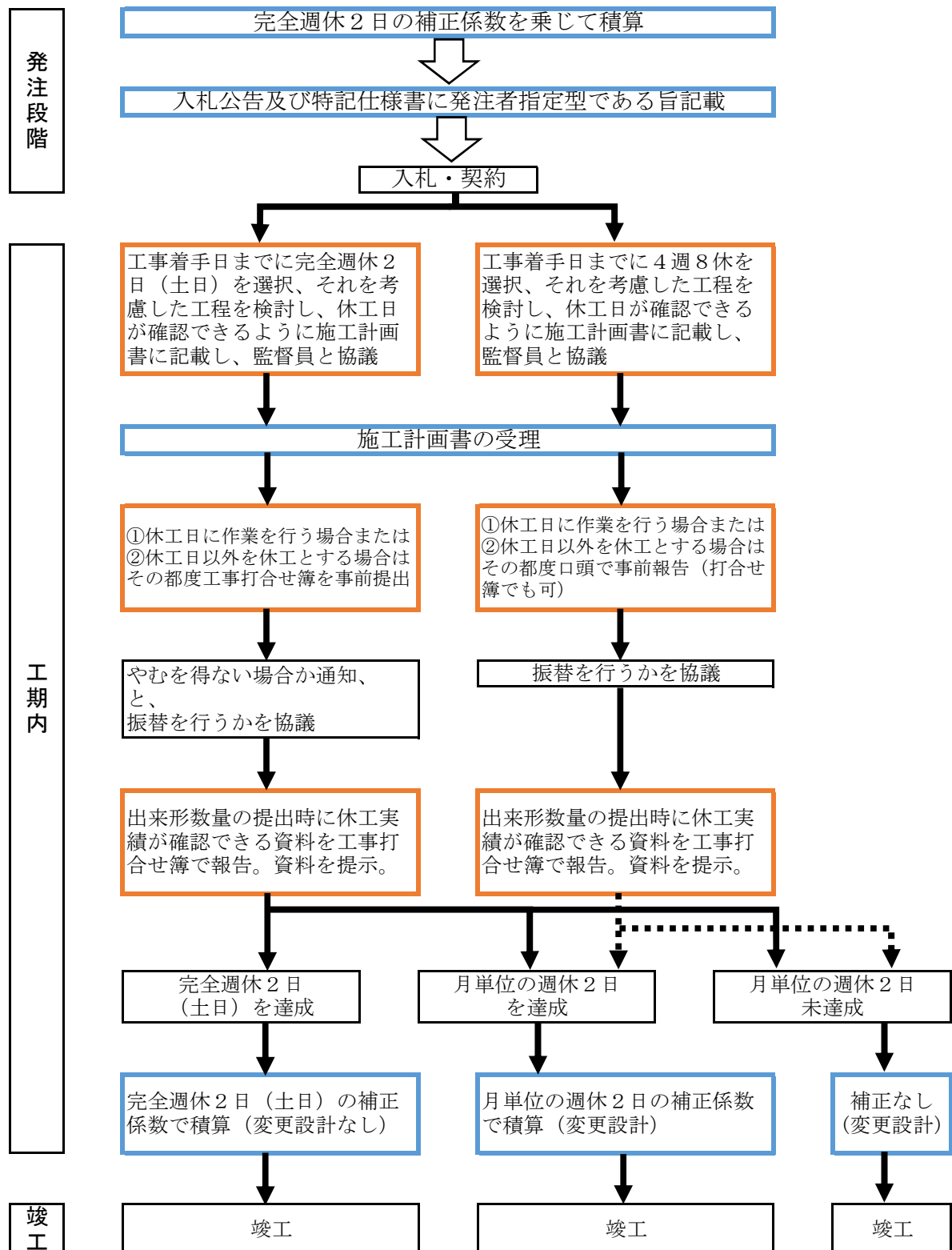
受注者都合による振替は振替え後の日を休工日にカウントする。発注者指示及び雨天等による振替は振替え前の日を休工日にカウントする。

別紙 週休2日交替制報告様式

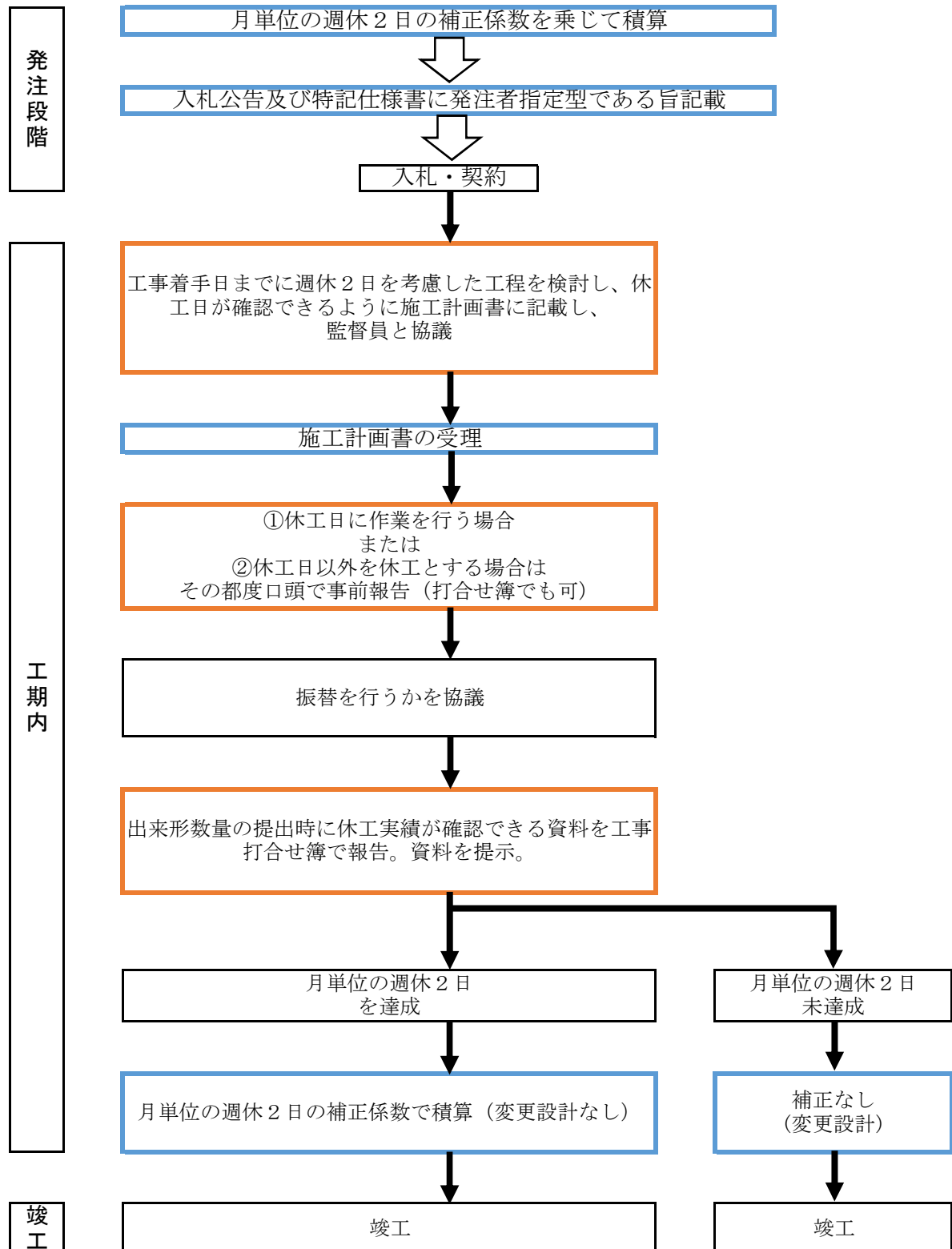
工期： ○○年10月9日～○○年3月28日

[illegible]

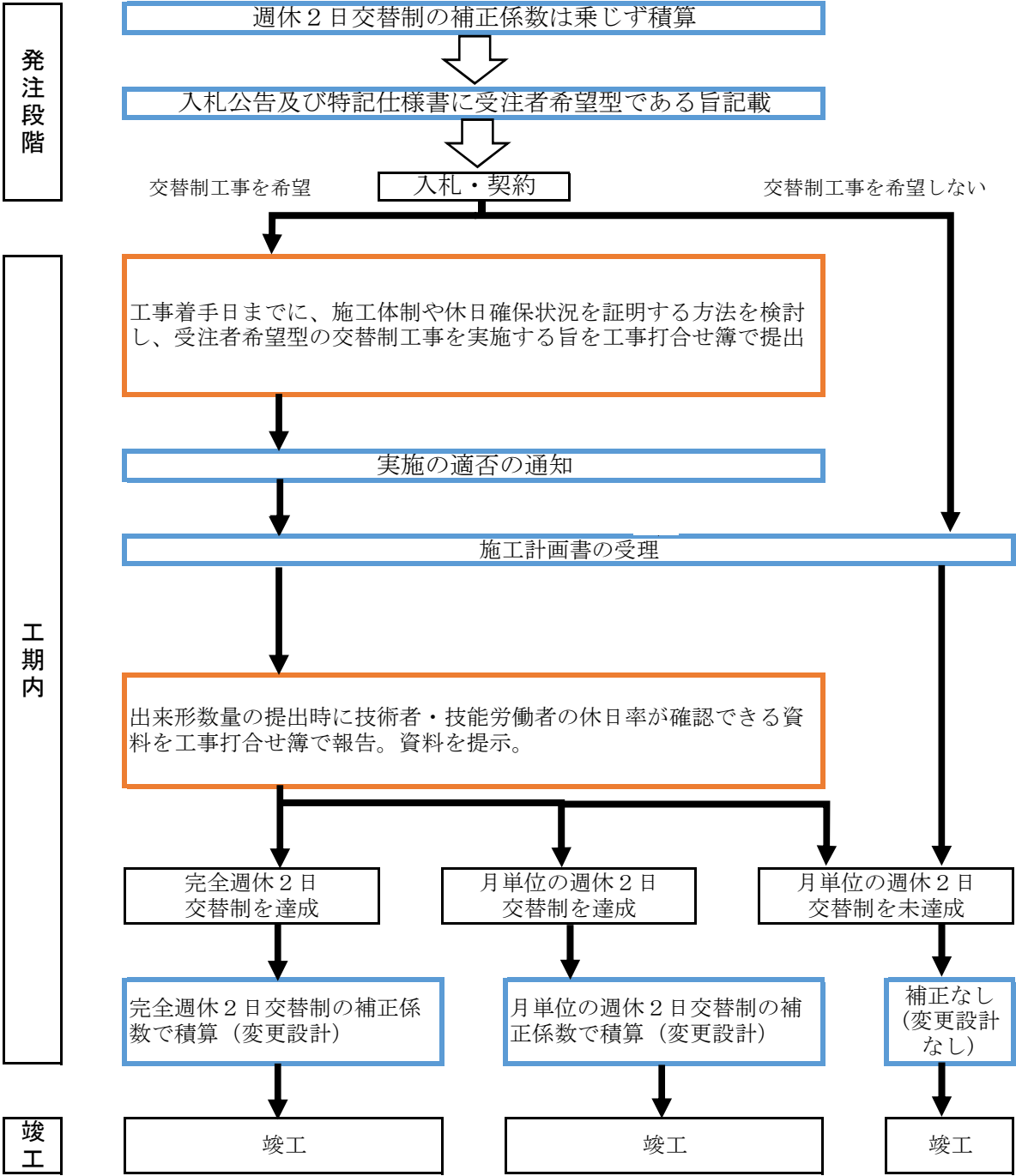
(①+②+③+④+⑤+⑥) / 6 = 27.975% ≤ 28.5% → 28.5%以下で④がその月の土日数以下のとなり、平均してもその月の土日数以上休工日となっていない → 4週8休未達成



※ 青枠は発注者の手続き、赤枠は受注者の手続きを表す



※ は発注者の手続き、 は受注者の手続きを表す



※ は発注者の手続き、 は受注者の手続きを表す